

岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱運用方針

平成29年3月28日決裁

平成31年4月1日一部改正

令和元年7月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

第1 この運用方針は、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定により、岡山市再投資・拠点強化促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的事項

- 1 製造工場又は研究所（以下「工場等」という。）用地の取得については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 工場等用地とは、工場等用地として分譲することを目的に開発されているもの、工場等用地に開発することを前提とした未開発のもの又は工場等の跡地等をいう。
 - (2) 工場等用地の取得の日とは、売買（賃貸借）契約の締結日とする。
 - (3) 工場等の建設に着手した日とは、原則として工事に係る契約における建設着工日とする。ただし、その日よりがたいと認められる事情がある場合は、工事に実際に着手した日とする。
 - (4) 既存工場等の用途廃止に伴い、敷地面積が縮小する事業は奨励金の補助対象とならない。ただし、代替地を新規取得する等、市内工場等全体で敷地面積が維持又は同程度と認められる場合に限り補助対象とする。
 - (5) 用途廃止とは、補助対象事業に伴って市内の用地等を譲渡、取り壊し又は廃棄して処分することをいい、要綱第6条に規定する認定申請又は第12条に規定する交付申請を行う日において、既に処分等に係る契約を締結している場合は用途廃止とみなす。
- 2 次に掲げる確認項目においては、補助事業者には会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にある法人がある場合は、当該法人を補助事業者と同一の会社として取り扱うものとし、その場合においては、親会社及び子会社の関係にあることを証する書類（親会社及び子会社の株式名簿、有価証券報告書等）を、認定申請書及び補助金交付申請書に添付すること。

- (1) 固定資産投資額の確認
- (2) 当該法人の主たる事業を引き続き３年以上継続して営んでいる営利法人の確認
- (3) 新規常用雇用者の確認
- (4) 固定資産評価額及び固定資産取得価額の確認
- (5) 市内において工場等の事業を開始した日から１０年を経過したものの確認

３ 中小企業とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業

第３ 固定資産投資額について

１ 固定資産投資額については、次により取り扱うものとする。

- (1) 固定資産投資額とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第１号に規定する固定資産の取得に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）をいう。
- (2) 既存の用地等を用途廃止する場合の固定資産投資額は、次の計算式による。

ア 土地に対する投資額

（取得する用地面積－用途廃止する用地面積）×取得する用地の１平方メートルあたりの取得額

イ 土地を除く固定資産に対する投資額

土地を除く固定資産の取得額－用途廃止する土地を除く固定資産の地方税法に基づく評価額（以下「固定資産評価額」という。）

- (3) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない。
- (4) 既存工場等の解体に係る経費は固定資産投資額に含めない。
- (5) 既存の用地を活用して工場等を建設する場合の固定資産投資額には、用地費は含めない。
- (6) 賃借している又は他の補助制度（国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く。）の対象となっている固定資産は、投資額に含めない。
- (7) 土地及び家屋に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については、工場等建設に係る契約書、見積書、請求書等及びその支払が確認できるも

の（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。

- (8) 償却資産に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については、固定資産取得価額が分かる書類を添付すること。ただし、固定資産取得価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれている場合は、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (9) 原則として、現金及び回し手形での支払は認められない。
- (10) 手形による支払の場合、手形の決済が完了していることが必要である。

第4 戦略的再投資について

- 1 戦略的再投資については、次により取り扱うものとする。

(1) 新たな製品とは次のいずれかに該当する製品をいう。

ア 当該補助事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品と比べて性能が向上する製品又は用途若しくは販路等が異なる製品

イ 当該機械設備の設置以前には、当該補助事業者が反復継続的に量産提供していなかった製品

(2) 生産性の向上が大きく図られるものとは、事業を実施した箇所、部門等において、労働生産性が当該機械設備の設置以前の年度と比べて、5年間で15%程度向上することを行い、次の計算式による。

$$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量}$$

（この式において、労働投入量とは、労働者数又は労働者数に1人当たりの年間就業時間を乗じて得た数のことをいう。）

(3) 高性能化が推進されるものとは、製品の性能を示す定量的な指数が、従来の製品と比べて10%程度向上することを行う。

(4) 環境負荷が軽減されるものとは、事業を実施した箇所、部門等において、大気（硫黄酸化物、窒素酸化物、煤塵等）、水質（化学的酸素要求量、窒素、りん等）等の排出量等環境影響に関する数値が大幅に軽減することを行う。

第5 拠点強化について

- 1 拠点強化とは、余剰生産能力の解消に向け複数ある工場の生産機能を一つに集約すること、競争力強化のため今まで工場ごとに分離されていた工程を一括生産するために統合するこ

と、研究開発部門と生産部門を統合すること等をいう。

第6 生産性向上・職場環境改善型投資について

1 生産性向上・職場環境改善型投資については、次により取り扱うものとする。

- (1) 生産性の向上が図られるものとは、事業を実施した箇所、部門等において、労働生産性が当該機械設備の設置以前と比べて、3年間で9%程度向上することをいい、次の計算式による。

$$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量}$$

(この式において、労働投入量とは、労働者数又は労働者数に1人当たりの年間就業時間を乗じて得た数のことをいう。)

- (2) 快適な職場環境が形成されるものとは、雇用者の疲労やストレスを低減させ、又は福利厚生を充実させるため、職場の快適性を高める設備投資であって、社員寮（住戸の数が10以上かつ1住戸当たりの床面積の合計が25平方メートル以上あるものに限る。）、休憩室、シャワー室、食堂、更衣室、空調設備等を設置することをいう。
- (3) 女性の就業しやすい職場環境が形成されるものとは、女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の就業を促進する設備投資であって、女性用の更衣室、トイレ、洗面所、シャワー室、休憩室、託児室、授乳室等を設置することをいう。
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインを導入した職場環境が形成されるものとは、全ての雇用者にとって安全安心で利用しやすい職場環境を構築するため、バリアフリー・ユニバーサルデザインを導入する設備投資であって、エレベーター、多目的トイレ、スロープ、手すり等を設置することをいう。

第7 常用雇用者について

1 次のいずれかに該当する者は、要綱第2条第15号イに定めるものとみなす。

- (1) 一定期間（1箇月、6箇月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上要綱第2条第15号イと同様の状態にあると認められるもの
- (2) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上要綱第2条第15号イと同様の状態にあると認められるもの

2 退職者補充のための雇用は、人材確保奨励金の対象としない。

3 立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに常用雇用された者を市内の既存工場等で就労させ、当該既存工場等で常用雇用していた者を認定工場等に振り向けた場合にあつては、当該既存工場等の新規就労者（認定工場等に振り分けた人数が上限）及び要綱第2条第16号に該当する者の合計人数を新規常用雇用者数とする。

第8 奨励金の算定について

- 1 要綱別表については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 既存の用地等を用途廃止する場合については、奨励金を算定する際の固定資産評価額又は償却資産に係る固定資産取得価額は次の計算式による。

ア 家屋に係る固定資産評価額

$$\text{建設する家屋に係る固定資産評価額} - \text{用途廃止する家屋に係る固定資産評価額}$$

イ 償却資産に係る固定資産取得価額

$$\text{取得する償却資産に係る固定資産取得価額} - \text{用途廃止する償却資産に係る固定資産評価額}$$
 - (2) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する固定資産評価額は差し引かない。

第9 その他の事項

- 1 書類の提出部数は各1部とする。
- 2 要綱第2条第14号の市長の認める日とは、4月1日が週休日（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第3条第1項本文に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる場合で、4月1日から引き続く週休日の間に補助対象事業に係る新規常用雇用者を雇用し、4月1日から当該週休日後で直近の週休日でない日までに要綱第6条の規定による補助対象事業の認定の申請があり、かつ、当該申請の内容が適当と認められるときにあっては、当該新規常用雇用者を最初に雇用した日とする。
- 3 居所を有することの確認においては、公共料金の領収書、賃貸借契約等により行うものとする。
- 4 認定の申請は、要綱第6条の規定により、市長に対して「工場等を建設する場合にあっては建設工事に着手する日の前日まで、既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合にあっては機械設備の設置に着手する日の前日までに」行うこととされているが、特別な事情があって遅れる場合は、あらかじめ市へ協議するものとする。
- 5 この運用方針は、奨励金の交付に関し必要となる事務処理事項の基本を定めたものであり、個々具体的なケースについては、これを基準としてそのつど市長が定めるものとする。